

兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の規定により兵庫県知事（以下「知事」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が必要と認める図書)

第2条 要綱第5条第1項第9号により知事が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定等申請添付図書一覧表（様式1）
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定等手数料算定表（様式2）

(認定申請の時期)

第3条 法第53条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による計画の認定申請（以下「認定申請」という。）は、当該計画に係る建築物の新築等の着工前に行わなければならない。

(認定申請等に係る図書の提出)

第4条 認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本（要綱第5条第1項第1号に定める適合証（以下「適合証」という。）が添付されていない計画に係る申請にあっては副本2通）に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項又は第45条に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第54条第2項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4及び同法第88条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認の申請書及び次に掲げる図書（以下「確認の申請書等」という。）の正本1通及び副本2通を併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第18条第5項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあっては、要綱第5条第1項第7号に定める通知書又はその写し

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にあっては、要綱第5条第1項第8号に定める通知書又はその写し

3 省令第46条の2の規定による軽微変更該当証明書に係る申請（以下「軽微変更該当証明申請」という。）をしようとする者は、申請書（様式2の2）の正本及び副本（次項に規定する書面の写しが添付されていない場合にあっては副本2通）に、省令第41条第1項に規定する図書のうち変更に係る図書及び第2条に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

4 前項の場合において、要綱第4条第2項の規定により事前審査を受けたときは、当該事前審査を行った登録省エネ判定機関等が軽微な変更に該当している旨を証するため交付する書面の写しを併せて知事に提出しなければならない。

(認定申請等の提出先)

第5条 認定申請若しくは軽微変更該当証明申請又は本要領の規定による申出、報告若しくは証明願（以下「申請等」という。）は、当該申請等に係る建築物の敷地の所在地を所管する県民局又は県民センターに対して行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等への審査依頼)

第6条 知事は、認定申請において適合証が添付されていない場合又は軽微変更該当証明申請において第4条第4項に規定する書面の写しが添付されていない場合にあっては、法第54条第1項第1号の基準に係る審査又は省令第44条に規定する軽微な変更に該当することについての審査を要綱第3条に定める登録省エネ判定機関等（以下「登録省エネ判定機関等」という。）に依頼することができる。

(計画の通知)

第7条 知事は、法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、計画の通知を行う場合は、通知書（様式3）に確認の申請書等を添えて行うものとする。

2 建築主事等は、法第54条第4項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、知事に対して確認済証（様式4）を交付するものとする。

3 建築主事等は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、知事に対して通知書（様式5）を交付するものとする。

4 建築主事等は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、知事に対して通知書（様式6）を交付するものとする。

(申請書の追加説明等)

第8条 知事は、申請等により提出される図書によって、計画が法第54条第1項に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを判断できない場合又は軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が軽微な変更に該当するかどうかを決定することを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

2 知事は、適合証若しくは要綱第5条第1項第2号に定める設計住宅性能評価書が添付された計画の認定申請又は第4条第4項に規定する書面の写しが添付された軽微変更該当証明申請の内容に疑義がある場合は、登録省エネ判定機関等に説明等を求めることができる。

3 法第54条第3項の規定により建築主事等に計画を通知した場合は、建築主事等が直接申請者に追加の説明等を求めることができる。

(標準処理期間)

第9条 法第54条第1項に規定する計画の認定（以下「認定」という。）の審査に係る標準的な処理期間は、次の各号に定めるものとする。ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

(1) 認定申請については次のとおりとする。

- ア 一戸建ての住宅に関する計画にあっては、申請書を受理した日から21日以内、それ以外の計画にあっては、申請書を受理した日から28日以内の期間
- イ 申請書に適合証を添付している場合においては、アの期間から14日を減じた期間
- ウ 法第54条第2項の規定による申出があった場合においては、ア及びイの期間に、建築基準法第6条第1項第3号に掲げるものにおいては7日、それ以外においては35日を加えた期間

(2) 軽微変更該当証明申請については、前号の規定を準用する。この場合において、「申請書に適合証を添付している場合」とあるのは、「第4条第4項に規定する書面の写しを添付している場合」と読み替えるものとする。

第10条 (削除)

(軽微変更該当証明書の交付)

第11条 知事は、軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が軽微な変更に該当すると認めることは、軽微変更該当証明書（様式6の2）を申請者に交付するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 知事は、認定申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 申請者は、認定又は軽微変更該当証明書の交付を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨の申出書（様式8）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(新築等の取りやめ)

第14条 法第55条第1項に定める認定建築主（計画の認定を受けた後、所有者の変更が行われた場合は、変更後の所有者をいう。以下「認定建築主」という。）は、認定された計画に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式9）の正本及び副本に認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

(報告の徵収)

第15条 認定建築主は、認定を受けた建築物の新築等が完了した場合、建築士により法第54条第1項の認定（法第55条第1項の変更の認定を含む。）を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づく建築物の建築が完了したことの確認を受けたときは、工事完了報告書（様式10）の正本及び副本に、工事監理報告書又はこれに替わる図書を添えて、工事施工者により認定計画に基づく建築物の建築が完了したことの確認を受けたときは、工事完了報告書（様式11）の正本及び副本に、建築工事等の施行状況に関する報告書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、名義変更報告書（様式12）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

- 3 認定建築主は、法第56条により知事から報告（前2項及び次項による報告を除く。）を求められた場合は、認定低炭素建築物状況報告書（様式13）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。
- 4 認定建築主は、省令第44条の規定による計画の軽微な変更を行ったときは、軽微な変更報告書（様式14）の正本及び副本に、変更に係る図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、軽微変更該当証明申請を行う場合及び前3項の報告と併せて知事に提出する場合は、この限りではない。

（調査の協力）

第16条 知事は、申請者及び認定建築主に計画の認定等にかかる調査等について、協力を要請することができる。

（改善命令）

第17条 知事は、法第57条の規定による改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式15）により認定建築主に通知するものとする。

（取消しの通知）

第18条 知事は、認定計画を取消す場合において、第58条の規定に該当することその他の事由により計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式16）により認定建築主に通知するものとする。

（認定等の証明）

第19条 認定建築主は、認定等の証明を求める場合は、証明願（様式17）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明書（様式18）を発行するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年12月1日から施行する。